

# 農業委員会だより



横手市

横手市農業委員会ホームページ  
<http://www.city.yokote.lg.jp/>  
横手市ホームページ「各課別で探す」から  
「農業委員会事務局」をご覧ください。



## 話し合いで、経営の合理化を図っていきます

7月7日、小麦の刈り取りに迫られる集落営農組織「一の坂生産組合」（横手市杉沢）を訪問しました。

組合の代表者は山田松太郎さん。昨年5月に組合を設立し、現在、構成員は37名。この日は、本年導入した麦コンバインにより刈り取りをしている真っ最中。山田さんは、「設立時から色んなことがありましたが、何とかやって来られました。経営地が大きく集積の課題もありますが、何よりも構成員による話し合いが大切です。これからもお互いが十分に話し合って頑張っていきたいです」と意欲を見せていました。

## 目次

## Contents

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 集落営農情報 担い手のために、支援事業を展開中…          | 2 |
| 経営実態で判断 納税猶予制度…                   | 3 |
| 農業委員会活動日誌…                        | 3 |
| 経営を拡大したい方、安心して任せたい方は<br>農地流動化事業で… | 4 |
| 特集 食育を考える…                        | 5 |
| 農年で備えよう 豊かな老後に…                   | 6 |
| こんな時は、農業委員にお気軽にご相談ください！…          | 6 |
| 編集後記…                             | 6 |



# 集落営農情報

## Ⅱ担い手のために、 支援事業を展開中Ⅱ

品目横断的経営安定対策では、国・県・市・ＪＡ等が一体となり、担い手の確保と育成を目指し、対策に取り組んでいます。

市では、平成17年12月に設立された「横手地域担い手育成総合支援協議会」において、農業者の皆さんへ様々な情報を提供してまいりました。

本年4月からは、これまで以上に担い手支援を充実させるため、新たに「横手市担い手アクションサポートチーム」を設置し、様々な情報提供活動を行ってきております。

「集落営農を組織化したけれど、その後のことを教えてもらいたい」  
「対策の内容が分からない」  
「対策への加入方法は？」  
「認定農業者への支援策は？」

など、農業者の皆さんから質問や要望が日々、寄せられています。こうしたことから、この対策への理解を深めていただくため、1年を通じて各種支援事業を行っておりますので、積極的にご活用ください。

## 個別の相談に応じます ワンストップ 支援センターを開設

担い手からの相談を受け付け、それぞれ個別の経営状況に応じた支援・指導を一元的に実施するため、「ワンストップ支援センター」を常時開設しています。

### 相談場所

産業経済部農政課（増田庁舎内）

### 活動内容

担い手の総合的な相談・指導  
担い手への情報提供活動

## 集落営農のための 「横手塾」を開設

集落営農組織等を対象に、組織運営の手法や経理、法人設立に向けた研修を行う「横手塾」を開設しました。

担い手の皆さんに役立つ情報をタイムリーに提供してまいりますので、是非ともご活用ください。

### 対象

集落営農組織などの「代表者並びに会計担当者」

### 開催場所

平鹿生涯学習センター（平鹿地域）

2日間に渡り開催します。なお、参加人員の関係から対象地域を次のとおり分けます。

### 1日目

横手、増田、十文字、山内、大雄地域が対象

### 2日目

平鹿、雄物川、大森地域が対象

### 塾のカリキュラム

既に7月から開設しており、来年2月までの期間、開催されます。参加される方は、筆記用具と電卓をご持参ください。

### 10月（2日間）

#### 第1部

「集落営農組織経理に関する相談会」

米の仮渡金の取り扱いと経理

講師 J A担当者

#### 第2部

「集落営農組織の複式簿記入門②」

講師 税理士

### 12月（2日間）

#### 第1部

「法人経営で

儲かる農業を実践しよう①」

講師 県農林水産技術センター

#### 第2部

「集落営農組織の決算について」

講師 税理士

### 平成20年1月（2日間）

#### 第1部

「法人経営で

儲かる農業を実践しよう②」

講師 県農林水産技術センター

#### 第2部

「農業生産法人の設立手順と

留意事項①」

「個別相談会」

講師 税理士

### 2月（2日間）

「農業生産法人の設立手順と

留意事項②」

「個別相談会」

講師 税理士

### 参加料

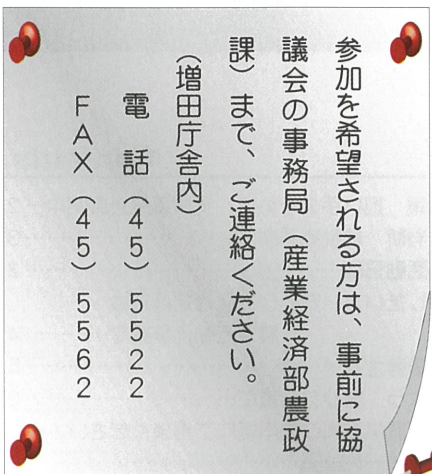
参加費は無料です。

参加を希望される方は、事前に協議会の事務局（産業経済部農政課）まで、ご連絡ください。

（増田庁舎内）

電話（45） 5522

FAX（45） 5562





# 経営実態で判断 納税猶予制度

集落営農の組織化が進む一方、生前一括贈与の納税猶予が構成員の関心となっています。

横手市地域担い手育成総合支援協議会においても、関係機関で協議し、集落営農組織を対象に納税猶予制度に関係する勉強会を開催してきました。また、農林水産省からも国税庁との間ですり合わせされたことについて、確認されています。納税猶予適用者である農業者が、安心して対策に参加し、農業経営ができますよう、納税猶予制度における基本的な事項をお知らせいたします。

## 共同作業が集落営農組織の原則

構成員の方と集落営農組織の間では、通常、組織が定めた規約等に基づき、何らかの作業受委託・分担関係が成立しています。具体的には、オペレーター等組織の主たる従事者が、田植え、収穫作業等の主な基幹作業を専ら行い、その他の構成員が水管理や除草等の作業を行うという形です。納税猶予適用者が集落営農組織へ参加した場合でも、このような形で納税猶予適用農地に係る主な基幹作業を委託し、それ以外の作業を自ら行うなど「実質的に農業に営んでいる」と判断されれば、引き続き相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けることができます。

## ○経理の一元化

集落営農組織は経理の一元化が基本です。当然、農産物の販売名義は組織名義となり、構成員の販売名義は存在しません。納税猶予適用者である構成員が販売名義を持たないからといって相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けられないことはありません。

## ○集落営農組織が農業生産法人化した場合

集落営農組織が法人化した場合には、贈与税の納税猶予対象農地について、贈与税の納税猶予適用者が代表権を有する役員となり、一定の農業従事日数（農業従事日数150日以上、農作業従事日数60日以上）を満たした農業生産法人に使用貸借権を設定する場合に限り、贈与税の納税猶予の適用を受け続けることができます。ただし、農作業のすべてを委託した場合は適用を受けられなくなること、は言うまでもありません。

## ○委託はあくまでも委託であり、経営の主宰者は委託者

認定農業者へ基幹3作業、販売権を有する「特定作業受委託」により委託する場合においても、作付計画、管理作業等、経営の主宰は委託者側にあり、自ら農業を行っているという自覚が重要となります。「全部やっってもらっている」という感覚は危険で、納税猶予が打ち切られる場合があります。

# 農業委員会活動日誌

## 活動の力が開花 フルーツラインに 水仙が咲きました

昨年11月に平鹿町醍醐明沢地区の広域農道・雄平フルーツライン沿い果樹遊休農地に植え付けた水仙が咲きました。この事業は、県と、地元明沢自治会、市、農業委員会、JA関係者が約5アールの農地に三千三百個の球根を植え付けたもの。植え付け時期も遅かったせい、4月下旬から咲き始めました。

水仙の植え付けにより地域の景観も良くなり、付近を通るドライバーの目を楽しませました。また、今後は1年を通じて花が咲き誇る地域づくりも計画しています。本年度も、この地区以外の雄平フルーツライン沿いに同事業を計画しており、農業委員会も積極的に参加してまいります。



華麗に咲き誇る水仙

## 水仙球根を募集!

広域農道・雄平フルーツライン沿いの果樹遊休農地に水仙を植え付けるため、市民の皆さんから球根の提供を募集します。

- \* 募集期間 9月未まで
- \* 持込場所 県平鹿地域振興局農林部

農林企画課  
地域局産業振興課

## 昔を守りつるさとの田圃

# 農地パトロールを実施中

農地の適切かつ有効的な利用増進と不法転用の防止等を図るため、農業委員会では、各地区において年3回の農地パトロールを計画しています。

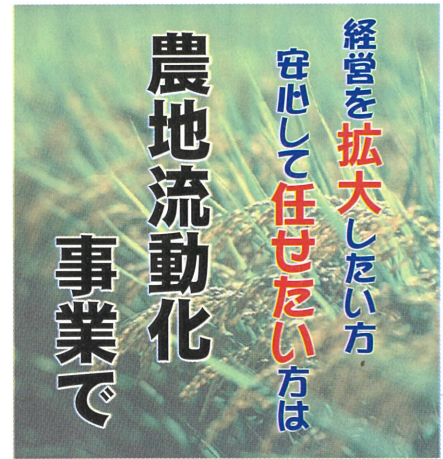
既に、6月から7月にかけて第1回目の農地パトロールが実施されました。今後、10月までに各地区で2回農地パトロール実施する予定であり、その結果については、農業委員会に設置されている農政推進委員会で協議し、対応を図ってまいります。

農作物の被害や遊休農地など、地域からの情報も受け付けますので、地区農業委員に気軽にご連絡ください。



国営平鹿平野農業水利事業皆瀬頭首工の工事現場を視察する農業委員





本年度からの品目横断的経営安定対策に伴い、耕地を計画的に増やしたいとしている農業者の皆さんが多くいると思います。

ここでは、前向きな農業者の皆さんに対し、有効な事業についてお知らせいたします。

■ **利用権設定**

利用権設定とは、農地を貸したい農業者と、規模拡大を図りたい農業者との間に、安心して農地の貸し借りができる制度です。

■ **メリット**

小作契約をする上で、期間が定められています。また、期間満了に伴い市から通知が届き、再契約の有無を確認します。もし、再契約する意志がなければ、農地は出し手に自動的に返還されます。

■ **申請要件**

利用権設定は農業経営基盤強化促進法による事業であるため、一定を満たした農業者を対象としています。

- 出し手・受け手の双方が、転作達成者であること。
- 受け手が「横手市あっせん基準面積」到達者であること。

■ **申請に必要な書類**

- ① **【出し手】**  
印鑑
- ② 「固定資産税台帳名寄帳の写し」  
地域局市民生活課で交付
- ① **【受け手】**  
印鑑

■ **手続き**

地域局産業振興課で契約を行う。

※ 利用権設定する際は、あらかじめ、契約期間、小作料(借賃)を決めておくこと契約がスムーズに行えます。

認定農業者に限定

■ **秋田県農業公社  
利用の農地売買**

農地保有合理化法人である秋田県農業公社を通じて農地を集積すると様々なメリットがあります。

- 公社事業に参加できる。
- 売買では、売り手に八百万控除など税法上の特典がある。

※ 県農業公社を通じた農地の集積は、受け手が認定農業者に限定されていますのでご注意ください。

■ **スーパール資金**

実質無利子

スーパール資金とは、認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を、資金面で支える資金制度です。

農林水産省では、本年度から3カ年を「集中改革期間」としており、担い手の育成・確保に取り組み、今まで以上に認定農業者の経営を応援できるよう、内容が拡充されました。

特に、本年度からの目玉事業についてお知らせいたします。

■ **実質無利子化のための  
利子助成の拡大**

農業経営の改善に伴い、資金が必要になるケースが多々あると思いますが、本年度からの3カ年は、この資金を借りる際、実質無利子となります。

■ **資金の使いみち**

- 農地の取得
- 施設の整備・機械の取得
- その他の経営費

■ **融資限度**

- 個人 1億円
- 法人 3億円
- ※ 500万円以下の融資は対象外です。

■ **対象期間**

平成19年4月1日から平成22年3月31日までに、融資決定されたものが対象となります。なお、返済が完了するまで、利子助成措置は継続されます。

※ 資金の融資申し込み方法等については、地域局産業振興課にご相談ください。





# 特集 食育を考える



## 今こそ「農」に学ぼう

今、子どもが、「切れる」、「荒れる」、「糖尿病」、「肥満」、「虫歯」、「食欲不振」など、以前では考えられない状況が子どもを取り巻いています。これは、便利で何ら不自由なく、いつでも食べ物を摂ることができる社会で、食べ物への感謝や思いがうすれつつあることに起因しているのではないのでしょうか。併せて、日常生活習慣から影響を受けているといわれております。

食べ物に感謝し、おいしく食べる子どもは、「優しくて切れない」といわれており、食育の推進は、こうしたことから必要であると思えます。何よりも、「食」を通じて家族のふれあいを大切にしながら、規則正しい食生活をしていくことについて、一人一人が今一度考えてみるべきではないでしょうか。



農業体験として田んぼにナマズを放流する睦合小学校児童(十文字)

## 作文コンクール作品から感じたこと

「食の乱れ」がいたましい事件にも結びついていることから、横手市農業委員会は、子どもが自ら「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健康な食生活を実現することができるよう、昨年度、小学5年生を対象に「横手食育見聞録作文コンクール」を実施しました。市内262名の児童から「食と農」に関する様々な意見が寄せられ、この中で注目すべきことは、児童は日常から学校や家庭での農業体験や、テレビをとおして農業に対して関心を持っていること。さらに家庭での和気あいあいとし食事を通じて、家庭のだんらんの大切さについても記しており、今後の食育活動に大きなヒントを得たところでです。

その一例をご紹介しますが、これは、児童が学校、地域、自宅での経験を基に、率直な気持ちを作文にしたものです。

## 審査員が感動した作品より

- テレビで、過剰生産によりつぶされていく野菜や、捨てられる牛乳を見て、ショックを受けました。
- 世界にはもつと貧しい国があるのに、日本は贅沢です。今までは学校給食の食べ残しがありましたが、これからは全部食べるようにしたいです。
- 心を込めて食べ物を作ってくれた農家の皆さんへ「ありがとう」と言いたいです。
- おじいちゃん・おばあちゃんが一生懸命作ってくれた野菜は、とてもおいしいです。
- お母さんから、「農家の皆さんが苦労して作ったお米を大切にしよう」と教えられました。

児童は、食べ物の大切さや、農家が苦勞して作物を育てている状況を素直に感じていきますし、一方では、生産過剰により農作物を投棄せざるを得ない状況にあるなどの矛盾を指摘しております。こうしたことから、今一度、「食と農」のあり方について、検証しなければなりません。

## 家庭は食育の原点

時々、私たちがふるえさせる大きな事件も、実は「食の乱れ」に起因しているものもあると言われています。例えば、親子による殺傷事件では、小さい頃からきちんとした食生活をしていれば防げるものもあつたと指摘する専門家もいます。もちろん、それがすべてではないにしても、規則正しい食生活がもたらすものは、「体に良い」、「躰を身に付けることができる」、「親子の貴重なコミュニケーションの場をつくる」とし、おのずと必要であることが分かります。また、今注目されている「メタボリック症候群」からの脱却や、医療費の節減にもつながっていくものと考えます。

規則正しい食生活は、「食事を通じて親子の会話が進む」、「楽しい家族のだんらん」、「食を通じての躰」を提供します。そして大人になっても自らの健康に寄与できることから、今後も、食生活を見つめ直し、自然の恵みに感謝しつつ「健康で、元氣な明るい家庭」となるような食育推進に心がけて行きたいと考えております。





# 農年で備えよう 豊かな老後に



農業者の皆さんの老後生活への不安を解消する方法の一つに、農業者年金制度があります。

農業者年金制度は、少子高齢化に即応した農業者の公的年金で、様々な優位性があります。是非、皆さんに加入していただきたい、メリットをお知らせいたします。

## ■農業従事者は、広く加入できます

国民年金の第一号被保険者で、年間60日以上の農業に従事し、20歳以上60歳未満の方。

## ■一定の要件を備えた認定農業者は、保険料に手厚い国庫補助(政策支援)があります

一定の要件を備えた認定農業者等には、月額2万円の保険料の内1万円、6千円又は4千円が国から補助されます。

## ■保険料を自由に選択できます

保険料を月額最低2万円から最高6万7千円まで選択。

## ■税制の優遇措置を利用した節税効果があります

保険料は全額社会保険料控除の対象。

## ■積立方式で安定した財政運営を行います

将来受給する年金原資は、自らが積み立てる方式とし、少子高齢化の進展にも対応。

## ■積立金は安全かつ効率的に運用します

積み立てられた保険料は、農業者年金基金が一括して安全かつ効率的に運用。

## ■80歳保証付きの終身年金です

加入者や受給者の方が、不幸にも80歳まで死亡した場合には、80歳まで受け取るはずであった年金の現在価値相当額を死亡一時金として遺族の方が受給できます。

農業者年金への加入内容申込みやお問い合わせについては、  
**J A 又は農業委員会へ**

## こんな時は 農業委員会に お気軽に ご相談ください!

品目横断的経営安定対策に伴い各地で集落営農が組織化されるなど、農業を取り巻く情勢は変革の時期を向かえています。

こうした中、農業者との橋渡し役である農業委員の役割は、益々、重要になってきています。農業委員は適切な活動を行うため、次の相談をおこなっています。

### 相談内容

- 経営規模拡大
- 農地を売りたい
- 農地の貸し借り
- 農地転用
- 農業者年金
- 農地と税金
- 相続と農地

農業委員は、農業者の代表として、また地域の世話役として皆さんからのご意見・ご要望・ご質問に添えています。また、相談内容については、秘密を守りますので気軽にご相談ください。



## 編集後記

青空の下、稲穂を眺めると、作況が気にかかる。上作であってほしいと思ふ。農業の現状は厳しく、深刻だ。様々な補助金についても意見があるが、かつての農村の姿を維持できない現実にある。人口の半分が65歳以上の高齢者で占める集落を「限界集落」と呼ぶ。嫌な響きの言葉だ。一体いつからこうなってきたのだろうか?米をはじめ食糧を生産する現場に若い人たちの姿は見えない。一方、「食」に関する話題は実に豊富である。後継者の見えない現実。農政に誤りはなかったのだろうか。

夢をもって取り組んでいる若い担い手のいる地域は幸いである。農業委員として果たす役割は多く、そして重い。稔りの秋を目の前にして、農業委員の苦悩は続く……

情報策定委員  
平鹿地区 飯野 正和

**農政の動きをキャッチ!**  
**全国農業新聞**  
 ●発行日 毎週金曜日  
 ●購読料 1ヵ月600円  
 ●申し込み先  
 地域局産業振興課または  
 農業委員会事務局まで!